

豊田市伝統的郷土芸能保存維持事業等補助金 交付団体認定要項

（趣旨）

第1条 この要項は、豊田市文化財保存事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、伝統的郷土芸能保存維持事業及び伝統的郷土芸能保存修理事業（以下「事業」という。）の補助事業者の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の対象）

第2条 事業が対象とする伝統的郷土芸能は、次に掲げるもので現に無形民俗文化財に指定されていないものとする。

- （1）神楽
- （2）祭り囃子
- （3）万歳
- （4）農村歌舞伎
- （5）その他市長が認めるもの

（補助事業者）

第3条 事業の補助事業者は、次に掲げる条件の全てを満たす団体（以下「郷土芸能団体」という。）とする。

- （1）豊田市の市域において昭和20年以前から伝承されてきた郷土芸能（前条各号のいずれかに該当するものに限る。）を継承していること。
- （2）豊田市民を主体とした5人以上の会員で組織する団体で、団体の規約を有し、由来及び郷土芸能の保存体制が明確であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助事業者としない。

- （1）暴力団であると認められるとき。
- （2）役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいると認められるとき。
- （3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

（認定の申請等）

第4条 文化財保存事業補助金の交付申請をしようとする郷土芸能団体は、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする郷土芸能団体は、伝統的郷土芸能に係る認定申請書（様式第1号）及び伝統的郷土芸能団体調書（様式第2号）に次に掲

げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 郷土芸能団体の規約
- (2) 郷土芸能団体の会員名簿
- (3) 郷土芸能団体の当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請のあった郷土芸能団体を認定するに当たっては、あらかじめ、豊田市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

4 郷土芸能団体が受けた市長の認定は、次条の規定による取消しがなされるまで、効力を有するものとする。

(認定の取消し等)

第5条 認定を受けた郷土芸能団体は、第3条に規定する条件を満たさなくなったときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、郷土芸能団体から前項の規定による届出があったときは、当該郷土芸能団体に対する認定を取り消すものとする。

3 市長は、郷土芸能団体の解散、消滅等により第1項の規定による届出がなされないと認められる場合は、その事実を調書として作成し、当該郷土芸能団体に対する認定を取り消すものとする。

附 則

この要項は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

豊田市長 様

団体名

代表者名 _____

伝統的郷土芸能に係る認定申請書

豊田市文化財保存事業補助金に係る郷土芸能団体の認定を申請します。

記

1 伝統的郷土芸能の区分

- 神楽
- 祭り囃子
- 万歳
- 農村歌舞伎
- その他

2 添付書類

- (1) 団体調書 (様式第 2 号)
- (2) 規約 (任意様式)
- (3) 会員名簿 (任意様式)
- (4) 事業計画書及び収支予算書 (任意様式)
- (5) その他参考資料

連絡先	住所	〒	電 話	
	(役職) 氏名	()	F A X	

伝統的郷土芸能団体調書

団 体	名 称						
	代 表 者	氏名					電話
	連 絡 先	氏名					電話
		〒					住所
	発 足	年 月 日（規約施行 年 月 日）					
会 員	大人	名（男		名、女		名）	
	子供	名（男		名、女		名）中学生以下	
芸能の区分	<input type="checkbox"/> 神楽	<input type="checkbox"/> みこ舞			<input type="checkbox"/> （ ）		
	<input type="checkbox"/> 祭り囃子	<input type="checkbox"/> チャラボコ	<input type="checkbox"/> 打囃子	<input type="checkbox"/> （ ）			
	<input type="checkbox"/> 万歳	<input type="checkbox"/> 三河万歳	<input type="checkbox"/> 尾張万歳	<input type="checkbox"/> （ ）			
	<input type="checkbox"/> 歌舞伎						
芸能の概要 由来・沿革 活 動	（別紙可）						
上演等の 日時・場所	日時	年 月 日					
	場所	（別紙可）					
練習の概要	日時	年 月 日～ 月 日					
	場所						

発表会・イベント等の出演について

- 積極的に参加したい。
- 条件が整えば参加したい。
 - 豊田市等公的団体主催の行事 可 否
 - 福祉施設及び福祉団体等主催の行事 可 否
 - 民間企業及び各種団体等主催の行事 可 否
 - ボランティアでの参加 可 否
- 参加しない。

参考

伝統的郷土芸能団体会員名簿

団体名

No	ふりがな 氏名	生年月日	住所	電話番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

参考

収 支 予 算 書

- 伝統的郷土芸能保存維持事業
- 伝統的郷土芸能保存修理事業

団体名 _____

収入

区 分	予算額（円）	積算内訳
豊田市補助金	円	
会員等会費	円	
自治区負担金	円	
国・県補助金	円	
寄付金	円	
その他	円	
合計	円	

※ 豊田市補助金の算定方法

$([\text{補助対象経費}] - [\text{国・県補助金}]) \times 0.5$ （千円未満切り捨て）
上限額 = 50,000円

支出（補助対象経費のみ）

区 分	予算額（円）	積算内訳
食糧費		
消耗品費		
修繕費		
備品購入費		
印刷費		
合計		

- ※ 1 食糧費は練習時の飲料代のみです。なお、食糧費については補助対象経費の40%を上限とします。
- 2 祭礼にかかる費用は補助の対象外です。
- 3 収入合計と支出合計は同額にしてください。
- 4 実績報告の際、補助金の減額又は大幅な変更が生じないように計画してください。